

平成18年 9 月

民生文教委員会会議録

平成18年 9 月15日（金曜日）

午前 9 時52分から

午後 3 時32分まで

市役所 第 1 会議室

出席委員（ 6 名）

委員長	本 多 克 郎 君	副委員長	福 富 勉 君
	住 野 龍之介 君		東 海 孝 年 君
	山 田 拓 郎 君		堀 江 正 栄 君

欠席委員（ 1 名）

前 田 幸 雄 君

職務のため出席した事務局職員の職・氏名

次 長 補 佐 後 藤 裕 君

説明のため出席した者の職・氏名

民生部長	小 川 正 美 君	学校教育部長	長谷川 隆 司 君
生涯学習部長	鈴 木 勝 彦 君	市民課長	兼 松 幸 男 君
福祉課長	加 納 久 司 君	こども未来課長	安 藤 迪 子 君
こども未来課主幹	小 林 重 夫 君	こども未来課主幹	瀧 川 由 紀 子 君
長寿社会課長	伊 藤 直 之 君	長寿社会課主幹	高 木 俊 彦 君
健康推進課長	鈴 木 正 文 君	庶務課長	小 島 豊 光 君
指導課長	滝 誠 君	指導課主幹	田 中 康 史 君
生涯学習課長	落 合 律 子 君	市民体育課長	兼 松 潔 君
文化財課長	山 田 礎 君	図書館長	紀 藤 律 子 君

午前 9 時 52 分 開議

本多委員長 ただいまの出席議員は 6 名でございます。本日は前田委員が昨日に引き続き欠席でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに民生文教委員会を開催いたします。

昨日に引き続き書類審査を行います。

書類審査時間はおおむね 12 時ごろまでにして、午後 1 時ごろから質疑に入りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

東海委員。

東海委員 2 時ぐらいからのスタートにしていただければ、ありがたいんですが。

本多委員長 ただいま、1 時と 2 時の案がでましたが、いかがでございましょうか。おおむねですから、その時間は余裕をとってありますが。

堀江委員。

堀江委員 こういうやつは審査のこともあるんで、どうですか皆さん、1 時間おくれるけど……。

本多委員長 問題は、先ほど庁舎の問題が、たとえ 3 時といっても 4 時ぐらいになってもということで、4 時にも終わらんぐらいの状態になってくるから、これ 19 日ということで決まれば、臨機応変にいきましょうか。

山田委員 ただ、きょう、これもできれば 5 時近くまで目いっぱいやって、できるだけ請願も含めて終わらせるということを前提でね。

本多委員長 うちの方は、庁舎、初めからそのぐらいかかるよということを申し出ていたらどうですか。

山田委員 ただ、これ審議の都合なもので、はかれて、はかれんところがあるもので、できるだけ 5 時までには。

本多委員長 お聞きのとおり、我々の民生文教委員会に課せられた案件はいろいろたくさんございます。慎重に取り計らっていただいて、大体、おおむね 2 時ごろまでをお願いしたいということで、それから 2 時ごろから入っていきたいと、このように思いますから、よろしくをお願いします。

では、書類審査を行っていただきます。

午前 10 時 02 分 休憩

再 開

午後 1 時 55 分 開議

本多委員長 委員会を再開いたします。

書類審査を終了いたしましたので、第 86 号議案に対する質疑を行います。

発言を求めます。

東海委員。

東海委員 なかなか民生文教委員会は特に膨大な量で力不足を感じておりますが、まず、この平成17年度の当初予算のときに反対した点だけについて質疑させていただきたいと思いません。

1点目は、保育園の職員体制に対しての問題、保育園の営繕工事費の問題、2点目、それから3点目が教育費の私学高校生の授業料補助金の問題、それから4点目が小・中学校の消耗品の問題、5点目が小・中学校の調理業務委託料ですが、ちょっとこれは指摘だけにとどめるつもりです。それからあと、小学校の営繕工事費の問題、その点について質疑をする予定であります。

まず、154ページ、155ページのところです。大きな点は、今言った点なんですけど、1点、ちょっと細かい点ですけども、155ページの上の方の工事請負費ですね、営繕工事請負費、これちびっこ広場の営繕工事、ちびっこ広場も結構いろんな各地区から要望が出されていると思いますが、どの程度進められているのかお尋ねします。

それから、2点目が今言った保育園のクラス担任の問題であります。正規職員が108名ということですが、通常8時間程度の保育園の保育時間で、正規職員でどの程度対応できているのか、あるいはどの程度正規職員で対応できてないのか、今、保育園についても幼保一元化の方向で幼児教育を充実させるということが具体的に実施されようとしているわけですから、クラス担任については、少なくとも正規で対応すべきだというふうに思うわけですけども、この年度についてどうであったのかということをお伺いします。

それから、161ページになりますが、保育園の営繕工事なんですけども、このとき、羽黒北保育園の大規模改修がされまして、それと城東第二保育園の今年度の予定ということなんですけども、通常の営繕工事費は3,000万円程度の予算だと思えるんですけども、そのうちの不用額が660万円ということなんですけども、営繕工事、日々のそういった工事も不用額が出るような状態ではないような思いがあるわけですけども、その点伺いたいと思います。

まず、保育園のことについては以上ですが。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 まず、ちびっこ広場の工事請負からお話させていただきたいと思いません。

ちびっこ広場につきましては、老朽化がかなり進んでおります。そして、担当の方でそれぞれの町会からいろいろな要望事項をお聞きしながら、優先順位を決め、また安全点検を業者に委託しておりますので、そこから危険箇所等、こちらの方から、業者の方の専門的なところで優先順位をつけていただきながら進めております。

平成17年度につきましては、遊具の塗装、遊具のやはり老朽化でささくれ等がございますので、危険ということで、ちびっこ広場の遊具塗装、それから土どめですね、そういう工事、それから入鹿のちびっこ広場の遊具の修繕、これはこの中にあります鉄棒、ジャングルジム等の修繕になっております。それから、上時迫間のちびっこ広場外ですけれども、囲っておりますフェンスがかなり老朽化ということで、対応をいたしました。それから、白帝児童遊園の緊急工事といたしまして、フェンス等、危険箇所の工事を進めました。それから、シェルトターの解体工事、非常に危険ということで工事を進めまして、152万3,250円の執行をした

ところでございます。

それから、保育園の方の人的な問題につきまして、保育園の方は、平成17年度につきまして、今108名ということで、私、人件費のところでご説明しましたけれども、その中には調理員が、13名、それから子育て支援センターの職員が1名入っている数字が108名でございます。平成17年度につきまして、お子様が1,233人の入園、平成17年4月1日の時点で、必要保育士として検討した数字は150でございます。その中で、うち正規保育士が95というような形になっておりますので、55名が臨時職員と、計算上はなっておりますが、ただし、入園に関しては出入りがあったり、辞退があったりという形がありまして、正規と臨時の対応といたしましては、3分の1程度が臨時職員の対応という形で保育を実施しております。東海委員がご心配いただいていることは、保育の質というような視点から子育て支援という視点からの保育士としての資質の問題をご心配していただいていると思っておりますが、保育士は国家資格というような制度のもとで、市の方も採用のときには、特に面接等をさせていただきながら、前歴等も見せていただき、そしてその人の意欲等をかんがみながら採用させていただいておりますし、定期的に行う研修にもすべて出ていただくというようなことで、臨時保育士については、もう正規保育士というようなところでカバーをしていただいております。

それから、営繕工事ですけれども、平成17年度は保育園の、羽黒北保育園の大規模改修ということで、7,562万1,000円という形で工事を実施させていただきました。これは未満児保育の充実、それから給食室の充実、ドライ化、そして地域の交流スペース、延長保育の充実、老朽化に伴うこととあわせて内容的な充実を図るために工事をいたしました。

不用額につきましては、この600万円の不用額はほとんどこの羽黒北保育園での、最終的に工事に取りかかりましたのが、11月という時点でございます、その入札差金というところでございますので、通常保育園の営繕工事につきましては、十分に予算を執行をさせていただきまして、全園の家具転倒防止、それからプールの改修、自動火災報知機の修理、遊具の修理・改修、そして床の改修、その他、保育の質を守るために、それから水道管等の老朽化に対応するためのもの等、有効に予算を執行させていただいたと思っております。

以上、お答えとさせていただきたいと思っております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 クラス担任のことですが、保育園のクラス担任、どういうふうに考えるのかなと思うんですけども、幼保一元化の取り組みの中で、幼稚園と同一のカリキュラムという、2時までの時間が幼稚園と同じ状態でいくということになると、例えば、2時までの時間は必ず正規の保育士で対応できる状態とかということだと思っておりますけども、そういったことが今後考えられるのかどうかということと、それから不用額についてはわかりましたけれども、通常営繕工事が予算内では執行できてるけれども、日々の営繕工事の足りない部分でいうと、予算について、予算の範囲では十分執行しているけれども、その営繕工事そのものはどうなのか、十分に対応できるだけの予算が組めているのか、その点お尋ねします。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 保育士の対応につきまして、臨時保育士が3分の1というお答えをさせていただきましたが、保育園において0歳児、1歳児、2歳児のところ、いわゆる正規

保育士と臨時保育士さんとのチームの組み方を、できるだけそういうところでクラス担任の5歳児、4歳児、3歳児のところのクラス担任のところは、できるだけ正規職員及びそれに準ずるような経験があり、臨時の職員の方もかなりみえますし、現場を知っていらっしゃる方というような形でしております。ですから、臨時保育士が3分の1あるので、懸念があるかとは思いますが、2歳児、1歳児、ゼロ歳児のところでの、そういう配置の中で、正規もいながら、そういう方を雇用しているというような状態です。それから、来年のところにつきまして、皆さん、採用につきましては、ほとんど臨時保育士さんの中でも93%の方はダブル取得、幼稚園免許、保育士資格、ダブル取得というところで、臨時採用につきましても、もう何年間、数年も保育士、幼稚園教諭免許、ダブル取得者の採用という形でやっておりますので、そういう意味では、運営は可能だと思います。ただし、今おっしゃいましたように、配置の中では、考慮すべきところ、犬山市の保育を実践していくという形になりますと、やはり新しい形のものを編み出していくことが必要ですので、配慮していきたいというふうに思っております。

それから、営繕工事ですが、どの園も本当に老朽化をしております。ですから、当初にいただいた予算では、毎年賄うことができおりません。ですから、平成17年度につきましても、9月補正で上げさせていただくというような形を、老朽化による集中的なことから、随時補正で、内容をご説明しながら、予算化をさせていただいているというのが現状でございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 では、次の277ページ、教育の方の関係ですが、私の記憶では、11節の需用費の消耗品費に学力テストの実施が予算化されていたと思うんですけども、私、子どもの成長をはかるということでも、学力を、そういう意味での学力をはかるテストというのは、必要だろうと、子どもの到達をはかるという意味での学力テストは必要だろうと思いますけれども、今回の学力テストの実施、どこの学校でどのようにされたのかお尋ねしたいと思います。

それから、印刷製本費のところ、副教本のものが入っているかと思うんですけども、私、やはり副教本について、本当に生かされているのかどうか、我が子を見ながら、いつも思ってるんですけども、例えば、先ほど雑談で、小学校2年生のお話が出たんですけども、毎日音読というのが宿題であるんですね。私、毎朝音読チェックしてますので、あれなんですけども、まず、教科書の音読で副教本が使われることは全くと言っていいぐらいないんです。それが副教本を音読してきなさいよという宿題が出ることは、国語のことでいえば全くないというのが私の実感でして、そういった意味で、先生方からも国語の副教本を使うだけの時間が、余裕がないというのが現状じゃないかなと思うんですけども、読み物程度に配布するということであれば、全児童に配付する必要があるかどうかということのを常々思ってるんですけども、その点どうなのか。どの程度活用されているのかお尋ねします。

それから、279ページの負担金補助及び交付金ですけども、一番下の方の私立高校生の授業料補助金146万円、予算が250万円で、執行が146万円なわけですけども、これというのは予算見込みに対してどうだったのか、それはどういう状況があるのか、ないのか、所得制限の問題については、こういった予算に対して執行が6割程度に抑えられている理由にあ

るのかどうか。そこをお尋ねします。

とりあえず、そこまでお願いします。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 では、指導課関係、3点ございましたので、一つずつお答えをしたいと思います。

まず、1点目の学力テストの実施に関してでございますが、平成17年度については、4中学校のすべての中学校2年生を対象にして2教科実施をいたしました。現実問題といたしまして、各中学校は、それぞれにすべての学年で国語、社会、数学、理科、英語の5教科について、これはもう実施をしてきております。これは、先ほど東海委員がおっしゃったように、子どもたちの学力の状況をとらえて、指導に生かすという観点で実施をしてきたものでございまして、これを何とか、本来は5教科すべて、すべての学年に対して教育委員会の方で予算組みはしていけるというわけでございますけれども、かなりの金額になってまいりますので、昨年度から、そういった学力テストの予算組みでありますけれども、とりあえず中学校2年生の、2教科について補助をするという形で実施をしております。これが1点目でございます。

2点目の副教本の関係でございますけれども、二学期制に移行いたしまして、それぞれの学校が新たに授業時間を生み出す工夫はしてきたものの、それぞれの学校によって副教本が活用できる時間というのは一律ではございません。私がいろいろ調べた限りによりますと、大体1教科10時間程度の時間が生み出せたというふうに思っておりますけれども、その中で、どの教科もすべてフルに活用していくということは、非常に困難でございます。副教本のねらいは主に二つございまして、一つは、当然、子どもたちに魅力のある教材を提供していきたいということがございます。また、先ほど東海委員が一生懸命子どもさんの朝の時間帯に朗読を聞くというようなことがあったわけでありまして、家庭でもその活用を図っていくというのも一つのねらいでございます。要は、子どもたちが単に学校の時間だけではなくて、家庭でも、例えば親子で一緒に何か実験をしてみようとか、音読をしてみようとか、お話を読み聞かせようとか、それもねらいの中には含まれております。さらに、子どもたちに対する教材の提供ばかりではなくて、教員のいわゆる資質・能力の向上ですね、副教本を作成することによって、教材分析力を高める、授業構想力を高める、そしてそれが授業改善につながっていくという、いろんなねらいを持った副教本でございます。今、一つ、活用の面で十分ではないのではないかというご指摘があったわけでありまして、本年度は特に、そういった活用面において、副教本のさらなる有効活用を図っていくように各学校をお願いをしている状況でございます。

3点目の私学助成について、ちょっとこの経緯をお話しする必要があるかなと思うんですが、平成10年度の時点で、それまでだれでも申請をすれば支給を受けられたものが、済みません、平成10年度でもそうでした、だれでも補助対象になっておりましたが、金額が6,000円から8,000円に平成10年度には変わりました。平成14年度には金額が8,000円から1万円に上がりまして、これはだれでも申請をすればいただけるという状況で、その年は337名が申請をしております。それが平成15年度になりますと、400名を超しまして、この調子でいき

ますと、どんどんこの予算が膨れ上がるということで、隣接市町村の状況もかんがみて、所得制限を設けていこうじゃないかということで、これは県が基準を設けておるんですね、各地区によって四つのカテゴリーに分かれておりまして、犬山市は乙1というところなんです、県の補助が市町村民税課税総所得金額が230万円以下の世帯というふうにしておりません。これが犬山市に該当するわけでありまして、したがって、犬山市でもこれに基づいて230万円という所得制限を設けて、平成16年度は申請をされた者の中で、それに該当する家庭について補助をいたしました。それが平成16年度は137件ございまして、その年度は1万円が137件、そして平成17年度については146件該当がございましたので、146件支給をしております。

先ほど、当初予算と実際の執行額とに開きがあるというご指摘があったわけでありまして、けれども、予算を組む段階では、どれぐらいの子どもたちが私学へ行くのか、あるいはどれぐらいの所得階層の子どもたちが私学へ進学をするのかというあたりが全くの予測でしか予算が組めません。不足してはいけないということで、それなりの予算を確保するために250万円という予算を組んだわけですが、実際に申請があり、執行できたのは146件という状況がございまして、その差が生じたわけがございまして。

以上でございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 学力テストについてですが、これこの予算は補助をするものだということですが、中学校4校の2年生に行った、本体の予算はどこから出されているのか、父母負担で調整しているのかどうかですね。

それから、副教本についてなんですが、家庭でいたしてほしいという思いのお話がありましたけれども、私が今までに知る限りでは、一度も学校から副教本について家庭で活用してくださいなんて話は聞いたことがありませんね。副教本は学校に置きっ放しですから、家庭で使うことはほとんどない状態です。ですから、学校でも使われているものかどうかかわからないというのが保護者の側の思いであります、どうでしょうか。

それから、私学助成についていえば、所得制限を設ける前と後の差が、平成15年度に400件を超えた、それが3分の1程度におさめてしまったわけですから、やはり所得制限は廃止するべきだろうということを指摘しておきます。

前の2点についてお答えをお聞きしておきます。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 1点目の学力テストの関係であります、1学年について2教科補助ということですが、あとについては、保護者負担という形になっておるのが現状でございます。

それから、2点目の副教本については、当初のねらいは家庭でも活用するということも含めてつくったわけでありまして、今ご指摘をいただいた様子をお聞きしますと、家庭で活用するような働きかけが学校からはないということでございまして、さらなる活用が図れるように、学校の方にはお願いをしていきたいなというふうに思います。

以上であります。

本多委員長 東海委員。

東海委員 では、次に、283ページの小学校費の需用費の消耗品費と、それから291ページの中学校費の需用費の消耗品費について質疑します。

小学校費についていいますと、平成11年度が2,221万4,000円程度、中学校費が1,267万5,000円程度、私議員になって2年目の平成12年に、とにかく消耗品、学校で本来、公が負担すべき消耗品なんだけど、学年費で保護者が負担してる部分が多々あるということを一一般質問で指摘しまして、その後、小学校費については100万円ほどふえて、2,300万円ぐらいで推移しまして、平成16年に2,419万6,000円、2,400万円まで消耗品費が増額されていったんです。中学校費の方は1,200万円を超える程度で、同じ金額で平成16年まで推移してまして、平成16年の小学校費が2,419万6,000円、これに対して平成17年度が2,112万7,000円ということで、前年比で306万8,000円ほどの減額、率にして12.67%、これ物すごく大きいんですね。中学校費はといいますと、平成16年が1,283万8,000円で、平成17年度決算が1,045万2,000円程度、前年比で238万6,478円減額で、率にして18.59%、これも中学校の消耗品費も、この平成17年度にガタッと減らされたわけです。私、今回の書類審査で重点的に調べたのが、この消耗品なんですけど、消耗品でも、とにかくいろいろ種類がありますので、私は、最近、特に授業においても、事務においても需用費がどんどん伸びている、パソコンのプリンターのカートリッジ、これがどの程度使われているのかということをやっと拾い出してみました。私、見落としもあるかもしれませんが、あれなんですけど、小学校では年間、一番少ないところで4本、12万1,940円、一番多いところでは14本、35万7,597円、もう3倍以上の開きがあります。次に多いところが11本とか、10本とかありまして、平均としては8.4本なんですけど、小規模校はどちらかというと平均値よりも高く消費してますので、学校の大小に、プリンターの使用の頻度というのは余り関係してないんですね。私、今これ取り上げるのは、プリンターを使うなど言ってるわけじゃないんですけども、授業でも、事務でも、パソコンなしでは進みませんからね、必要な消耗品だと思います。

中学校の方はどうかというと、ちょっとどうしてかわからないんですけども、4校のうち2校が12本、13本と使っているんですけど、あとの2校がゼロなんですよ。これなぜなのか、ちょっと、使っていないはずがないので、消耗品費で計上してないのかどうかかわからないんですけども、全く見当たらなかった学校が2校ありました。

小学校でいうと、中学校でゼロだったところ2校があるんで、総額がちょっと判明しないんですけども、小学校の方で210万円程度なんですけど、プリンターのインクだけで。というのは、消耗品費の総額が2,100万円なんですけど、1割がプリンターのインクだけに使われているんですね、今現在。平成11年当時2,200万円あった消耗品費が、現在、平成17年度はそれよりも少なくなっているんですけども、プリンターに1割使われてますので、インクにね、ですから、消耗品費、その当時私が保護者に負担が転嫁されているということをや指摘した当時からしても、消耗品費が本来使うべきところに、より一層、プリンターのインクの頻度が高くなることで使われなくなってるんじゃないかなと、その分やっぱり、保護者にまた負担が、通常教室や何かで使う事務用品等々の負担が、また保護者に行ってるんじゃないかなと。要するに消耗品費がこれだけ減額されることでね、先生たちも大変だろうなという気がするわけなんですけど。その点、とにかくパソコンのプリンターの頻度がなぜこうも違う

のか。今ちょっと調べられない点は、例えば中学校の、全く使っていない2校について、また後日でも調査していただきたいと思うんですけども、そういったことと、要するに消耗品費が、これだけプリンターに使うようになったことで、より以上に、通常使っている消耗品に回せなくなっている、その分が保護者に負担がまた転嫁されているんじゃないかと、そういう危惧を持つわけなんですけれども、その点、いかがでしょうか。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 それではまず、全体の消耗品費の関係が少なくなっているということなんですけれども、これにおきましては、現在の予算の枠配分の中で、その他いろいろな状況、消耗品費のみではなく、光熱水費等も伸びておりますので、それを整理させながら、金額は決めております。

それでまた、消耗品の、例えば需用費におきまして、それからあと、工事請負費等におきまして、学校と月2回、事務会がございまして、予算が決められた範囲におきましては、その枠配分ということで、各学校に配分をさせていただき、決定いただいております。

それから、カートリッジ等、それが非常に使われておりますけれども、使われてない学校もあるというふうなご指摘ですけれども、具体的にはちょっと調べてはおりませんけれども、最近総合的な学習と、それから情報学習というのは大変盛んになっておりまして、その中で、大変カートリッジ等が必要なことは十分認識をしております。

それで使われてない分については、最近研究指定等で、非常に国から直接の委託等もいただいておりますという中で、処理をされているのではないかと。また、それ以外は、PTA等も当然利用もされることもあると思いますので、PTA会費等からの支出も考えられます。

以上です。

本多委員長 東海委員。

東海委員 学年費等々で、本来公が負担すべきものを保護者に負担転嫁しているということについての認識はありますか。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 これについては、実際に調査はしておりませんので、また後日、そういう点がありましたら、校長会、教頭会、それから事務会等も話をしまして、調査させていただき、そういうものがあれば訂正させていただきということをお願いしたいと思います。

本多委員長 東海委員。

東海委員 消耗品については、学校で使う消耗品がむだなものがあるというふうにはとても思えないわけで、通常やっぱり子どもの教育活動に必要なものを予算措置しないといけないというふう思うわけなんですけれども、先ほど言いましたように、2,200万円から2,300万円、2,400万円にふやしてきて、一気に300万円も減らすと、これは現場にとっては大変な状況だなという気がします。中学校についても1,200万円以上で推移してきたのが230万円、さっきも言いましたが、18%も減額していくというのは現場にどういった影響を与えているのかということ、ちょっと真剣に本当に考えていただきたいというふうに思います。

あと、調理業務委託については、ちょっと私今回十分調査できていけませんので、あれなんですけど、本会議の質疑でもちょっと触れましたけども、今年度、新たに入札で決まった業者

の学校で、4月時点から多少のというか、どの程度か、時間に、片づけとか、いろんな時間的なおくれが生じて、現場を無視した業者選定だという声が私の方には入ってきましたので、その点、やっぱり学校の調理業務が入札でされていくことというのは、本来、継続性が求められる教育の分野ではやっぱりなじまないということを指摘しておきます。

それから、小学校の営繕工事費の問題なんですが、今回、一般質問でピアンキ議員も城東中学校について取り上げられましたけども、とにかく、老朽化の中で、コンピューター教室が雨漏りしているところが、城東中学校以外にも、楽田小学校も最上階にあって、雨漏りのする部屋でコンピューターにはシートをかけていると、そういった状況がほかの学校にもあるのですよ。ちょっと、コンピューター室の雨漏りなんて信じられない状態ですけども、犬山市の現実なんですね、それが。そういった老朽化のために、耐震工事もやらないといけな、あれもこれもやらないといけな、生活上最低必要な、そういった雨漏りとか何かもやらんといけなわけですけども、そういった予算について十分確保できているというふうにはとても思えないわけですが、その点お答えください。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 285ページでございまして、小学校費の営繕工事請負費ということで、2,700万円何がしが営繕工事費としてあげられております。各学校、私ども見ておりますけれども、かなり老朽化した建物、校舎というようなことで、鋭意努力して営繕工事を進めているところですけども、予算の範囲内でできるだけ効率よく行いたいというふうには考えております。

また、営繕工事費につきましても、各学校、当初予算の前に各営繕工事の箇所等の要望を出していただいて、順位をつけながら、現場を見ながら当初予算に計上していくというようなシステムをとっております。

それで、平成17年度に行いました工事費の中で、例えば犬山南小学校におきましても、プール等も大変傷んでおりますので、耐震工事を中心として、私どもは考えておりますが、その次には、第2優先順位としては、まず1番は耐震補強工事、次には営繕工事というようなことで、実施計画においても優先順位はつけさせていただいております。

以上です。

本多委員長 東海委員。

東海委員 具体的に伺っておきますけれども、城東中学校、楽田小学校のコンピューター室の雨漏りというのはどのように考えているのか、お尋ねします。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 本年度、犬山中学校が雨漏りしておりましたので、教室等が雨漏りするというので、修繕をさせていただく予定であります。

それから、城東小学校等におきましては、まだやってないと思いますけれども、当然、必要であれば、予算の範囲内でやらせていただきます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 予算の範囲内ではできないので言ってるわけですので、その点指摘して終わります。

本多委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第86号議案に対する質疑は終わります。

これをもって全議案に対する質疑は終結いたします。

続いて、討論を行います。

東海委員。

東海委員 私は、第68号議案の犬山市手数料条例の一部改正についてと、第81号議案の平成18年度犬山市一般会計補正予算と、第86号議案の決算認定について、反対の立場から討論いたします。

手数料条例については、障害者自立支援法4月実施のために変更するという点で、具体的には質疑の中で見えた点は、在宅重度身体障害者の移動入浴サービスの利用について、1カ月に2回及び1月から9月までの3回利用までは徴収しないという点がなくなる、入浴サービスが有料化されるということですね。そのことで、障害者に負担がかかるということで、この補正についても同じなんです。障害者自立支援法というのが、かなり障害者やその家族、あるいは事業者に対して負担を強いるものになっていってる現状がありますので、その点から第68号議案について反対します。

それから、補正予算ですが、やはり14ページのところの、先に、評価すべき点について指摘しておきますけれども、乳幼児医療費の、これが今度の条例改正による補正なのかどうか、十分質疑をしてみせませんが、この乳幼児医療費無料制度そのものの条例改正について評価しながら、補正については、この障害者自立支援法の関連で、家族や事業者あるいは障害者自身の負担を強いるものになっているということで、障害者自立支援法は国が昨年10月に自民党、公明党によって強行された法律なわけですが、この4月からの実施で、やっぱり実態を把握して、この障害者自立支援法の抜本的な見直しを求めていくべきだろうというふう思うわけですが、具体的には、この事業者の支払い方法の月額から日額に変更になるための事業者の減収というのは、答弁にもありましたけど、人件費を削減することでしか対応せざるを得ない状況が出てくるわけで、それが障害者にサービスの低下をもたらすものになっていくという状況がありますので、この補正についての賛同できないということを申し上げておきたいと思えます。

決算認定については、基本的に予算で反対討論した内容が基本的な考え方ですので、その点について質疑させていただいたわけですが、保育園の職員体制は幼保一元化の方向で幼児教育を充実させるという点からも、正規職員を対応させていく、充実させていくことが求められております。

それから、営繕工事費については、日々の営繕工事が今の予算の中では、とても賄い切れていないという状況がありますので、その点、さらなる予算化が求められる必要がある。

それから、私学授業料の助成についての減額も、当面、やっぱり所得制限は見直しを図るべきだというふうに思えます。

それから、消耗品について、子どもの教育を受けるために必要な事務用品、消耗品でありますので、こういった減額はすべきではないというふうに思えます。

調理業務については、先ほども述べましたので。

それから、小学校の営繕工事についても、大きな工事とあわせて老朽化に伴う営繕工事が求められていると思いますので、雨漏りなんていうのは緊急を要するというか、すぐにでもやるべきことだというふうに思いますけれども、その点を指摘して、認定できないということを申し上げます。

以上です。

本多委員長 これをもって討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

最初に、第67号議案を採決いたします。

第67号議案 犬山市立犬山幼稚園預かり保育に関する条例の制定について、本案は原案のとおり、これを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、第67号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第68号議案を採決いたします。

第68号議案 犬山市手数料条例の一部改正について、本案は原案のとおり、これを決することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

本多委員長 挙手多数。よって、第68号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第69号議案を採決いたします。

第69号議案 犬山市保育園における保育の実施に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり、これを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、第69号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第70号議案を採決いたします。

第70号議案 犬山市保育園設置条例の一部改正について、本案は原案のとおり、これを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、第70号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第71号議案を採決いたします。

第71号議案 犬山市保育の実施に係る保育料及び利用料の徴収に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり、これを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、第71号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第72号議案を採決いたします。

第72号議案 犬山市乳幼児医療費支給条例の一部改正について、本案は原案のとおり、これを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、第72号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第73号議案を採決いたします。

第73号議案 犬山市国民健康保険条例の一部改正について、本案は原案のとおり、これを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、第73号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第79号議案を採決いたします。

第79号議案 犬山市教育委員会委員の任命について、本案は原案のとおり、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、第79号議案は原案のとおり同意すべきものと決しました。

続いて、第80号議案を採決いたします。

第80号議案 犬山市教育委員会委員の任命について、本案は原案のとおり、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、第80号議案は原案のとおり同意すべきものと決しました。

続いて、第81号議案を採決いたします。

第81号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算（第2号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（3項戸籍住民基本台帳費）、3款民生費、9款教育費、本案は原案のとおり、これを決することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

本多委員長 挙手多数。よって、第81号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第82号議案を採決いたします。

第82号議案 平成18年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、本案は原案のとおり、これを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、第82号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第85号議案を採決いたします。

第85号議案 平成18年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案は原案のとおり、これを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、第85号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第86号議案を採決いたします。

第86号議案 平成17年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてのうち、平成17年度犬山市一般会計中、歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（3項戸籍住民基本台帳費並びに5項統計調査費のうち2目人口動態調査費、3目人口動向調査費及び5目教育統計費）、3款民生費、4款衛生費（1項保健衛生費のうち1目保健衛生総務費中28節繰出金、7目環境保全費及び8目霊きゅう車管理費並びに2項清掃費を除

く)、9款教育費並びに特別会計中、平成17年度犬山市国民健康保険特別会計、平成17年度犬山市岡部育英事業特別会計、平成17年度犬山市相馬育英事業特別会計、平成17年度犬山市老人保健特別会計、平成17年度犬山市教育振興事業特別会計、平成17年度犬山市介護保険特別会計、本案は原案のとおり、これを認定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

本多委員長 挙手多数。よって、第86号議案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました議案はすべて議了いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後3時02分 休憩

再 開

午後3時12分 開議

本多委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

6月定例議会において当委員会に付託され継続調査といたしました請願第5号 「子どもの医療費無料制度の拡充を求める」請願書を議題といたします。

これはどのように取り計らいますか、ご発言を求めます。

住野委員。

住野委員 10月から実施が決定しておりますので、廃案にしてもいいんじゃないでしょうか。

本多委員長 その他。

堀江委員。

堀江委員 今の住野委員の部分で、まず10月からやるような状況ですから、廃案でいいのでは。

本多委員長 東海委員。

東海委員 事務局に、ちょっとお尋ねしたいんだけど、請願者に対してはどういう、例えば廃案にしますかということになると、廃案にしたということだけしか通知しない。

本多委員長 後藤議会事務局次長補佐。

後藤議会事務局次長補佐 そうということです。審議未了ということで。

本多委員長 山田委員。

山田委員 不採択やろね。

本多委員長 後藤議会事務局次長補佐。

後藤議会事務局次長補佐 不採択ではなくて、審議未了、廃案というふうで。

本多委員長 東海委員。

東海委員 審議未了ということは終わりと。

本多委員長 後藤議会事務局次長補佐。

後藤議会事務局次長補佐 不採択ではないですね。

本多委員長 山田委員。

山田委員 審議未了ということは継続にしようということでしょ。

本多委員長 後藤議会議務局次長補佐。

後藤議会議務局次長補佐 継続ではないですけど。

本多委員長 堀江委員。

堀江委員 ここで、来月からあるから、ここで打ち切ろうという意味合いでしょ。

本多委員長 東海委員。

東海委員 これで終わりですよという意味ですか。

本多委員長 後藤議会議務局次長補佐。

後藤議会議務局次長補佐 それは本会議で継続審査の申し出をしないと、そのまま廃案になっちゃうんです。

本多委員長 山田委員。

山田委員 そうということね。

本多委員長 後藤議会議務局次長補佐。

後藤議会議務局次長補佐 そういうふうにするかということですか。

本多委員長 堀江委員。

堀江委員 強烈なイメージはあらへんで。

本多委員長 山田委員。

山田委員 結果が出たということね。

本多委員長 東海委員。

東海委員 だから、請願者に対して、やはりこういうことが、要するに10月から実施できるということが何らかの形で請願に生かされるような言い回し。廃案っていうと、何か冷たい感じがしますから。

本多委員長 後藤議会議務局次長補佐。

後藤議会議務局次長補佐 わかりました。そういうことをちょっとつけ加えます。

本多委員長 山田委員。

山田委員 それよりも、第72号議案と第81号議案で採決しとるもんで、そこで結論を出したということだから。もうそれでいいんじゃないのという意味です。

本多委員長 東海委員。

東海委員 だからそれで終わりですよという意味は、どういう取り扱いになるの。

本多委員長 後藤議会議務局次長補佐。

後藤議会議務局次長補佐 今言いましたように、10月から条例実施されますから、ですから、この請願については、廃案というんですか、そういうぐあいに。

本多委員長 福富委員。

福富委員 10月からは施行されますよということをつけ加えるので、意見が通ったなと思われるのでは。

本多委員長 東海委員。

東海委員 採択すると本会議に諮ることになるんですか。

本多委員長 後藤議会議務局次長補佐。

+

後藤議会事務局次長補佐　そういうことですね。

本多委員長　東海委員。

東海委員　採択することを主張しておきますけども、実現できるわけですから採択していいんじゃないかなというふうに思いますけれども。

本多委員長　山田委員。

山田委員　東海さんのおっしゃる分もわからんではないんだけど、もう既にさっきの採択のところで、第72号議案、それからそれに関連する第81号議案、これが可決、この委員会としては可決しましたので、それでもう明確な、この委員会としての結論が出たということで、請願そのものを採択する意味がもう生じなくなったということですね、不採択というか、審議しないということ、もう結論が出たと。

本多委員長　堀江委員。

堀江委員　請願だと、これからまたお願いしますよということですが、決定しとるので、お願いしますよでは、我々が、意味が通じんでしょ。

本多委員長　山田委員。

山田委員　第72号議案と第81号議案で決まっているので。

本多委員長　東海委員。

東海委員　だから、できるだけ請願者に対して前向きに誠意を持って対応できるような対応の仕方、委員会で、要するに拡充について採択したので、審議を打ち切りましたとか。

本多委員長　福富委員。

福富委員　請願者に対して事務局はそのように、ちょっと言葉をつけ加えてお返事してもらったらどうですか。

本多委員長　一応、言葉としては、これ審議未了とすると、完了したということですね、完了という意味になりますから、そういう名前をつけてやると。

本多委員長　堀江委員。

堀江委員　完了というより、ルールの的には、ここの議会用語を使わないかん。

本多委員長　後藤議会事務局次長補佐。

後藤議会事務局次長補佐　審議の必要性がなくなったので未了としましたとか、そういうことでよろしいですか。

本多委員長　堀江委員。

堀江委員　誠意を持ったということで。

本多委員長　今、お聞きのとおり、そのようにさせていただきます。

次に、本委員会に4件の請願が付託されております。

最初に、請願第6号　第八次定数改善計画の実施と学級規模の縮小に関する請願書を議題といたします。

これは、全会派が紹介議員となっておりますので、提案者の説明は省略することによろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長　異議なしと認め、さよう決しました。

発言はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 採決を行います。請願第6号については、採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、請願第6号は採択と決しました。

続いて、請願第7号 市町村独自の私学助成の拡充を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の説明は省略いたしますか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、省略することに決しました。

東海委員。

東海委員 請願第7号の採択すべきものだと思うんですが、平成17年度の決算のところでも質疑したんですけれども、所得制限を設けたことで、希望者の3分の1程度に私学助成を求める声がありながら抑えられてしまったわけですよ。拡充でいうと、当面、やっぱり所得制限を私は元に戻すということが必要じゃないかなと思いますし、そういう意味では、私学助成の拡充について、そういった意味合いも含めて、請願書について、採択すべきものというふうに思います。

本多委員長 東海委員の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言をお願いします。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 どのように計らいますか。

〔「継続」の声起こる〕

本多委員長 継続に賛成する議員の挙手願います。

〔賛成者挙手〕

本多委員長 挙手多数。よって、継続審査とすることに決しました。

次に、第8号議案 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の説明をお願いします。

東海委員。

東海委員 さっきの請願第7号がどうして継続なのかということですが、要するに市の財政にかかわるからかなというふうに思うわけですが、請願第8号と第9号同じですけど、県と国に対する意見書を、要するに予算を県と国に対して確保してくれって話ですから、これは同意できるんじゃないでしょうか。

本多委員長 紹介議員の説明は終わりましたが、どのように取り計らいをいたしますか。

堀江委員。

堀江委員 今、東海委員も言われたとおりですが、犬山市、自分のところだけよくてほかの方からはというのも何かいま一、論理的な部分もちょっと欠けそうなところもありますので、

+

私としては、先ほど継続ということもございまして、これも皆さんのご同意が得られれば、継続をお願いできたらと私は思っています。

本多委員長 山田委員。

山田委員 堀江委員と同じで、人の財布だから、何でも取ってくりゃあいいとか、要望すりゃあいいということではなくて、やっぱり市の方を継続にしたので、県も、国もですけども、同じようなバランスで継続でどうかなと思います。

本多委員長 住野委員。

住野委員 同意見です。

本多委員長 福富委員。

福富委員 私も同意見です。

本多委員長 聞いてみますと、ご意見が、先ほどのご意見と同じように、継続をするというご意見が多数でございますから、継続審査とさせていただきます。

続いて、請願第9号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

これも何か説明ありますか。

東海委員。

東海委員 いや、さっきの説明と同じです。

本多委員長 続いて、ご発言を願います。

住野委員。

住野委員 これも先ほどの請願第8号と同様、愛知県が国ということに、頭が変わっておられるものですから、趣旨としては、やはり継続でいきたいと思います。

堀江委員 同意見です。

福富委員 同意見です。

山田委員 同意見です。

本多委員長 先ほどの請願第8号と同じく、継続審査にしたいということでございますから、継続審査とさせていただきますことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、継続審査といたします。

続いて、当委員会に送付されました陳情第10号 教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。

どのように取り計らうか、ご発言を求めます。

東海委員。

東海委員 陳情書なんですけど、私は、この間、一般質問の中でも取り上げてきている教育基本法の問題で、市長並びに教育長は、やはり今の犬山の教育改革が教育基本法の理念を実現していくという方向での改革だということですので、まさしく犬山にとって、この意見書を上げるということは、犬山の教育改革そのものを内外に知らせていく上で重要なことではないかと思います。ですから、陳情書ではありますが、意見書の採択を求めることで、賛同してもいいのではないかと、そういうふうに考えます。

本多委員長 他にございませんか。

堀江委員。

堀江委員 確かに、そういう部分は犬山はそうですが、ここら辺のことは、とりあえずは聴きおくということでも僕は十分それに近いことをやっていますから、いいんじゃないかと思えます。

本多委員長 例えば、聴きおくということですか。

堀江委員 はい。

本多委員長 その他ございませんか。賛同すると、聴きおくというお話が出ましたが。

住野委員。

住野委員 同意します。

本多委員長 同意ですか。聴きおくですね。

住野委員 はい。

本多委員長 山田委員。

山田委員 聴きおくでいいんじゃないですか。

本多委員長 福富委員。

福富委員 聴きおくでいいです。

本多委員長 これも集計いたしましたところ、聴きおくと、陳情第10号については、聴きおくとさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

本多委員長 異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、本委員会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。これをもって委員会を閉じます。

ご苦労さまでございました。

午後3時32分 閉会

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

民生文教委員長

本委員会に付託（送付）された事件及び審議結果

議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審査年月日
第67号議案	犬山市立犬山幼稚園預かり保育に関する条例の制定について	平18.9.13	原案可決 (全員一致)	平18.9.15
第68号議案	犬山市手数料条例の一部改正について	〃	原案可決 (賛成多数)	〃
第69号議案	犬山市保育園における保育の実施に関する条例の一部改正について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第70号議案	犬山市保育園設置条例の一部改正について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第71号議案	犬山市保育の実施に係る保育料及び利用料の徴収に関する条例の一部改正について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第72号議案	犬山市乳幼児医療費支給条例の一部改正について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第73号議案	犬山市国民健康保険条例の一部改正について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第79号議案	犬山市教育委員会委員の任命について	〃	原案同意 (全員一致)	〃
第80号議案	犬山市教育委員会委員の任命について	〃	原案同意 (全員一致)	〃
第81号議案	平成18年度犬山市一般会計補正予算(第2号)	〃	原案可決 (賛成多数)	〃
第82号議案	平成18年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第85号議案	平成18年度犬山市介護保険特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第86号議案	平成17年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定について	〃	原案認定 (賛成多数)	〃
請願第5号	「子どもの医療費無料制度の拡充を求める」請願書	平18.6.15	審議未了	-
請願第6号	第八次定数改善計画の実施と学級規模の縮小に関する請願書	平18.9.13	採択 (全員一致)	平18.9.15
請願第7号	市町村独自の私学助成の拡充を求める請願書	〃	継続審査	-
請願第8号	愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書	〃	継続審査	-

+

+

議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審査年月日
請願第9号	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書	平18.9.13	継続審査	-
陳情第10号	教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の採択を求める陳情書	〃	聴きおく	-

+

+

+

+

+